

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の電気通信事業法施行規則の一部改正を踏まえた第一種公衆電話の削減計画等に関し講じた措置の報告について

<目 次>

1 報告概要

別添

- 第一種公衆電話の削減における実施内容等について（写）

（東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社）

情報通信行政・郵政行政審議会答申(令和4年2月2日)【抜粋】

2 ～(略)～総務省において、以下の措置を講じることが適当である。～(略)～

(1) 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に対する第一種公衆電話の削減計画の報告等の求め

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に対し、今回の省令改正案に応じた第一種公衆電話の削減計画の報告及び公表並びにそれぞれの取組についての適切な周知広報の実施を求めること。

「電気通信事業法施行規則の一部改正を踏まえた第一種公衆電話の削減計画等に関し講ずべき措置について(要請)」(令和4年2月28日)(総務省より東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本・西日本」という)に対して要請)

1 第一種公衆電話の削減

(1)～(略)～第一種公衆電話を新たな設置基準に応じた台数にまで削減するための次の事項を記載した計画(以下「削減計画」という。)を定め、令和4年6月末までに総務省に報告するとともに公表し、速やかに実施すること。また、削減計画に大幅な変更が生じた場合は、当該変更内容を報告及び公表すること。

- ・目標とする新たな設置基準に応じた台数
- ・目標とした新たな設置基準に応じた台数に至るまでの削減に要する期間
- ・毎年又は一定期間ごとの削減台数見込み
- ・削減対象とする第一種公衆電話の選定についての考え方
- ・削減目標を達成するための具体的な方策 等

(2) 令和4年度における削減計画の実施内容及び削減に要する費用の見込みについて、上記(1)と併せて総務省に報告し、実施内容について公表すること。

(3) 令和5年度から新たな設置基準に応じた台数に至るまでの間の各年度における削減計画の実施内容及び削減に要する費用の見込みについて、前年度末までに総務省に報告し、実施内容について公表すること。

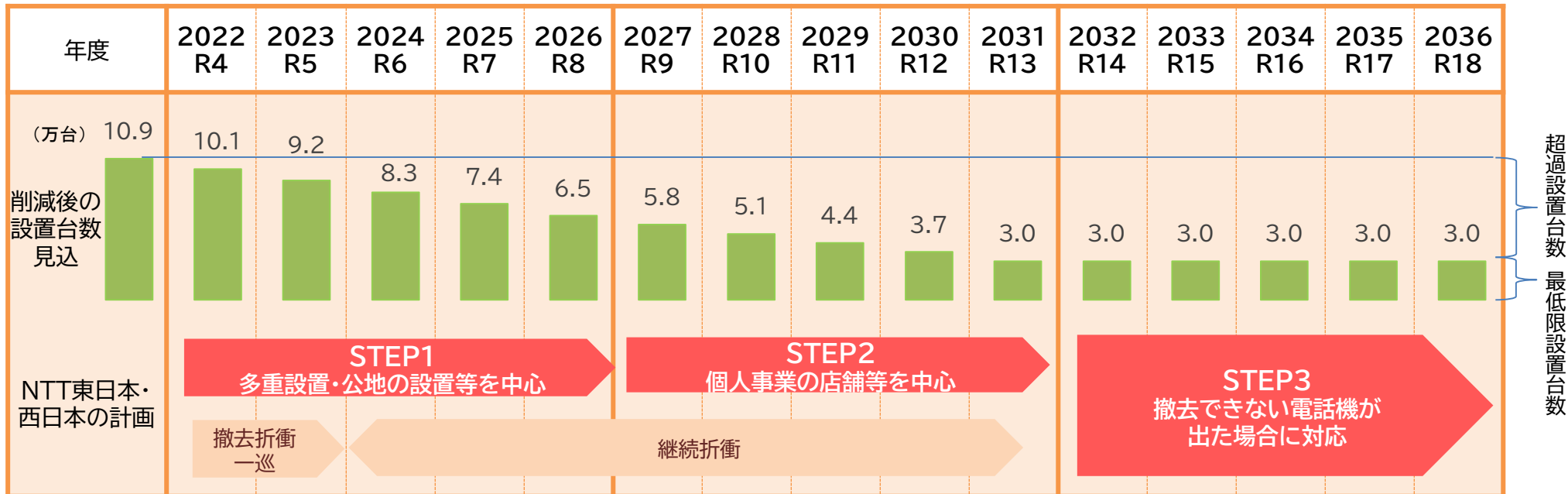
(4) 令和4年度から新たな設置基準に応じた台数に至るまでの間の各年度において、当該年度の削減実績及び削減に要した費用を含む削減計画の進捗について、当該年度経過後5か月以内までに総務省に報告し、削減実績について公表すること。

2 第一種公衆電話の削減に関する国民利用者への情報提供の実施

今般の制度改正の趣旨を踏まえた上で、削減計画及び同計画の進捗の公表や、撤去する第一種公衆電話機ごとの周知を行うなど、第一種公衆電話の削減に関する利用者への適切な情報提供を実施すること。

情報提供の実施方法については、令和4年6月末までに総務省に報告すること。

1 第一種公衆電話の削減



1-2 令和4年度における第一種公衆電話削減の進捗

(1) 削減台数

	実績	(参考)計画
合計	12,971台	8,000台
東日本	7,247台	4,000台
西日本	5,724台	4,000台

(2) 削減に要した費用

委員限り



情報通信行政・郵政行政審議会答申(令和4年2月)を経て第一種公衆電話の設置基準を緩和(令和4年4月1日施行)

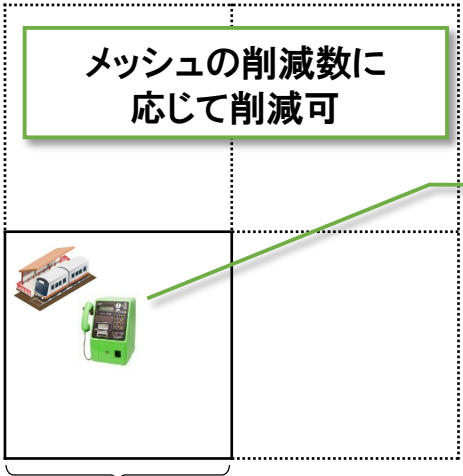
現行設置基準
社会生活上の安全及び戸外での最低限の通信手段を確保する観点から市街地においてはおおむね500 m四方に一台、それ以外の地域においてはおおむね1km四方に一台の基準により設置される公衆電話機



改正
社会生活上の安全及び戸外での最低限の通信手段を確保する観点から、**公道上、公道に面した場所その他の常時利用することができる場所**又は**公衆が容易に出入りすることができる施設内の往来する公衆の目につきやすい場所に設置**される公衆電話機であつて、市街地においては**おおむね1km四方に一台**、それ以外の地域においては**おおむね2km四方に一台**の基準により設置されるもの



単位面積：市街地で500m四方
(それ以外1km四方)



単位面積：市街地で1km四方
(それ以外2km四方)

メッシュ基準緩和
重点的に設置する場所の追記

利便性の低下を軽減するため、駅、小売店舗など公衆が容易に出入りすることができる場所への重点的な設置を義務づけ
(現在は設置場所に規制なし)

東経企第000200000108号
2023年8月31日

総務省 総合通信基盤局長
今川 拓郎 殿

東日本電信電話株式会社
代表取締役社長
澁谷 直樹

「電気通信事業法施行規則の一部改正を踏まえた第一種公衆電話の削減計画等に関し講ずべき措置について（要請）」（総基料第38号（令和4年2月28日））に基づき、別紙のとおり報告します。

令和4年度における第一種公衆電話削減の進捗

(1) 削減台数

	実績	(参考) 計画
合計	12,971台	8,000台
東日本	7,247台	4,000台
西日本	5,724台	4,000台

(2) 削減に要した費用

企 営 第 1 5 5 5 0 0 0 0 0 1 1 9 号
2 0 2 3 年 8 月 3 1 日

総務省 総合通信基盤局長
今 川 拓 郎 殿

西日本電信電話株式会社
代 表 取 締 役 社 長
森 林 正 彰

「電気通信事業法施行規則の一部改正を踏まえた第一種公衆電話の削減計画等に関し講ずべき措置について（要請）」（総基料第38号（令和4年2月28日））に基づき、別紙のとおり報告します。

令和4年度における第一種公衆電話削減の進捗

(1) 削減台数

	実績	(参考) 計画
合計	12,971台	8,000台
東日本	7,247台	4,000台
西日本	5,724台	4,000台

(2) 削減に要した費用

東日本電信電話株式会社
代表取締役社長 井上 福造 殿

総務省総合通信基盤局長
二宮 清治

電気通信事業法施行規則の一部改正を踏まえた第一種公衆電話の削減計画等
に関し講ずべき措置について (要請)

「社会経済環境の変化に対応した公衆電話の在り方」(令和 3 年 7 月 7 日情報通信審議会答申)及び「電気通信事業法施行規則の一部改正について」(令和 4 年 2 月 2 日情報通信行政・郵政行政審議会答申)を踏まえ、本日、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令(令和 4 年総務省令第 7 号。以下「改正省令」という。)が公布され、令和 4 年 4 月 1 日から施行される予定である。

これらに関し、貴社におかれては、下記の事項について適切な措置を講じられたい。

記

1 第一種公衆電話の削減

(1) 今般の電気通信事業法施行規則(昭和 60 年郵政省令第 25 号)の一部改正では第一種公衆電話の設置基準を緩和しており、貴社においては、新たな設置基準(改正省令附則第 4 項による読替えを適用しないものをいう。以下同じ。)に応じた第一種公衆電話の削減が求められる。このため、第一種公衆電話を新たな設置基準に応じた台数にまで削減するための次の事項を記載した計画(以下「削減計画」という。)を定め、令和 4 年 6 月末までに総務省に報告するとともに公表し、速やかに実施すること。また、削減計画に大幅な変更が生じた場合は、当該変更内容を報告及び公表すること。

- ・ 目標とする新たな設置基準に応じた台数
- ・ 目標とした新たな設置基準に応じた台数に至るまでの削減に要する期間
- ・ 毎年又は一定期間ごとの削減台数見込み
- ・ 削減対象とする第一種公衆電話の選定についての考え方
- ・ 削減目標を達成するための具体的な方策 等

なお、削減計画の作成及び実施に当たっては、別添の総務省において実施した地方公共団体及び利用者に対する公衆電話のアンケート(令和 3 年実施)の調査結果も参考にされたい。

- (2) 令和 4 年度における削減計画の実施内容及び削減に要する費用の見込みについて、上記(1)と併せて総務省に報告し、実施内容について公表すること。
- (3) 令和 5 年度から新たな設置基準に応じた台数に至るまでの間の各年度における削減計画の実施内容及び削減に要する費用の見込みについて、前年度末までに総務省に報告し、実施内容について公表すること。
- (4) 令和 4 年度から新たな設置基準に応じた台数に至るまでの間の各年度において、当該年度の削減実績及び削減に要した費用を含む削減計画の進捗について、当該年度経過後 5 か月以内までに総務省に報告し、削減実績について公表すること。

2 第一種公衆電話の削減に関する国民利用者への情報提供の実施

今般の制度改正の趣旨を踏まえた上で、削減計画及び同計画の進捗の公表や、撤去する第一種公衆電話機ごとの周知を行うなど、第一種公衆電話の削減に関する利用者への適切な情報提供を実施すること。

情報提供の実施方法については、令和4年6月末までに総務省に報告すること。

以上

西日本電信電話株式会社
代表取締役社長 小林 充佳 殿

総務省総合通信基盤局長
二宮 清治

電気通信事業法施行規則の一部改正を踏まえた第一種公衆電話の削減計画等
に関し講ずべき措置について（要請）

「社会経済環境の変化に対応した公衆電話の在り方」（令和 3 年 7 月 7 日情報通信審議会答申）及び「電気通信事業法施行規則の一部改正について」（令和 4 年 2 月 2 日情報通信行政・郵政行政審議会答申）を踏まえ、本日、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和 4 年総務省令第 7 号。以下「改正省令」という。）が公布され、令和 4 年 4 月 1 日から施行される予定である。

これらに関し、貴社におかれては、下記の事項について適切な措置を講じられたい。

記

1 第一種公衆電話の削減

(1) 今般の電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）の一部改正では第一種公衆電話の設置基準を緩和しており、貴社においては、新たな設置基準（改正省令附則第 4 項による読替えを適用しないものをいう。以下同じ。）に応じた第一種公衆電話の削減が求められる。このため、第一種公衆電話を新たな設置基準に応じた台数にまで削減するための次の事項を記載した計画（以下「削減計画」という。）を定め、令和 4 年 6 月末までに総務省に報告するとともに公表し、速やかに実施すること。また、削減計画に大幅な変更が生じた場合は、当該変更内容を報告及び公表すること。

- ・ 目標とする新たな設置基準に応じた台数
- ・ 目標とした新たな設置基準に応じた台数に至るまでの削減に要する期間
- ・ 毎年又は一定期間ごとの削減台数見込み
- ・ 削減対象とする第一種公衆電話の選定についての考え方
- ・ 削減目標を達成するための具体的な方策 等

なお、削減計画の作成及び実施に当たっては、別添の総務省において実施した地方公共団体及び利用者に対する公衆電話のアンケート（令和 3 年実施）の調査結果も参考にされたい。

- (2) 令和 4 年度における削減計画の実施内容及び削減に要する費用の見込みについて、上記（1）と併せて総務省に報告し、実施内容について公表すること。
- (3) 令和 5 年度から新たな設置基準に応じた台数に至るまでの間の各年度における削減計画の実施内容及び削減に要する費用の見込みについて、前年度末までに総務省に報告し、実施内容について公表すること。
- (4) 令和 4 年度から新たな設置基準に応じた台数に至るまでの間の各年度において、当該年度の削減実績及び削減に要した費用を含む削減計画の進捗について、当該年度経過後 5 か月以内までに総務省に報告し、削減実績について公表すること。

2 第一種公衆電話の削減に関する国民利用者への情報提供の実施

今般の制度改正の趣旨を踏まえた上で、削減計画及び同計画の進捗の公表や、撤去する第一種公衆電話機ごとの周知を行うなど、第一種公衆電話の削減に関する利用者への適切な情報提供を実施すること。

情報提供の実施方法については、令和4年6月末までに総務省に報告すること。

以上